

事業所版 紙類分別図鑑

保存版

◆この分別図鑑は、堺市ホームページからダウンロードできます。

堺市 事業系紙類のリサイクル



リサイクルできる紙類<清掃工場への搬入禁止対象> 次の品目ごとに分けて出しましょう!

注意事項

- ここに例示のない紙類や具体的な分別方法・出し方は、契約する古紙取扱業者へ直接お問い合わせください。
- 紙以外のもの(金具・ビニール・プラスチック)、紙に貼られた粘着質のもの(シール・テープ)は取り除いてください。
- 紙類を出すときは、できるだけビニール袋・ビニールひもでなく紙ひもを使用してください。紙ひもは一緒にリサイクルできます。

<h3>新聞</h3>	<h3>ダンボール</h3> <p>※防水加工したものを除く</p>	<h3>雑誌</h3> <p>(カタログ・書籍等を含む)</p>	<p>書籍</p>	<p>地図</p>	<p>電話帳</p>	<p>辞書・辞典</p> <p>布表紙など紙以外ははずす</p>	<h3>OA紙</h3> <p>コピー用紙/ コンピューター用紙</p>
		<p>文具</p> <p>パンフレット・ カタログ</p>	<p>フリーペーパー</p>	<p>ノート</p>	<p>手帳</p> <p>紙以外の 表紙やヒモは はずす</p>		

<h3>その他の古紙</h3>	<p>名刺</p>	<p>メモ用紙</p>	<p>チラシ</p>	<p>ダイレクトメール</p> <p>※フィルムは はずす</p>	<p>はがき</p>	<p>封筒</p> <p>※フィルムは はずす</p>	
		<p>フロッピーファイル</p> <p>※プラ・金具類は はずす</p>	<p>包装紙</p>	<p>空箱</p>	<p>トイレットペーパー・ ラップの芯</p>	<p>ポスター</p>	<p>割りばしの紙袋</p>
<p>卵・果物などの紙製緩衝材</p>	<p>カレンダー</p> <p>※プラ・金具類は はずす</p>	<p>紙袋</p> <p>※紙以外の 持ち手ははずす</p>	<p>ティッシュの空箱</p> <p>※ビニールは はずす</p>	<p>値札などの 紙製タグ</p>	<p>のし袋</p> <p>※水引ははずす</p>	<p>画用紙</p> <p>※絵具・クレヨン のついたものを除く</p>	

シュレッダー紙

リサイクルできる紙類を
シュレッダーしたもの

【機密文書の処理】

※機密文書のリサイクル
処理については、契約
業者や専門の処理業者
にお問い合わせください。

リサイクルできない紙類 (禁忌品)

※事業系ごみとして適正に処理してください。

<p>汚れた紙</p>	<p>食品や油のついた紙</p>	<p>圧着はがき</p>	<p>アイロンプリント紙</p>	<p>においのついた紙</p>	<p>防水加工された紙</p>	<p>トレーシングペーパー</p>	<p>シールとその台紙</p>	<p>青焼きされた紙</p>
<p>レシート・感熱紙</p>	<p>カーボン紙・ ノーカーボン紙</p>	<p>アルミ加工された紙</p>	<p>ペーパータオル・ ティッシュペーパー</p>	<p>写真(印画紙)</p>	<p>金銀など金属が 箔押しされた紙</p>	<p>靴やバッグの詰め物</p>	<p>点字用紙 (発泡型)</p>	<p>油紙</p>

破ったりめくったりして確認しましょう!
○きれいに破れるもの→紙としてリサイクル
×表面のビニールが伸びるなど、きれいに破れないもの→リサイクルに向かない

ビニールコーティングされた紙

◆紙製容器包装のリサイクルマーク(紙)がついていても、上記のものはリサイクルできません。◆製紙工場等の性能により、リサイクル可能なものもあります。